

議員提出議案第 2 号

令和 7年 3月 26日

姫路市議会議員	西 本 眞 造
同	三 和 衛
同	有 馬 剛 朗
同	駒 田 かすみ
同	八 木 隆次郎
同	石 見 和 之
同	井 川 一 善
同	大 西 陽 介
同	妻 鹿 幸 二
同	塚 本 進 介
同	金 内 義 和

高見千咲議員に対する辞職勧告決議について

高見千咲議員に対する辞職勧告決議を別紙のとおり決議したい。

高見千咲議員に対する辞職勧告決議

今般、高見千咲議員に係る政治倫理基準違反の有無を調査するため設置された姫路市議会議員政治倫理審査会は、高見議員がSNSを利用するに当たり不適切な内容の投稿を繰り返し、本市議会の品位と名誉を害したこと及び議会事務局職員の職務執行を妨げたことが政治倫理基準違反であることを確認し、高見議員に政治的又は道義的に重大な責任があると認め、議会が講じるべき措置として「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。

これに対し、高見議員から姫路市議会議員政治倫理条例第15条第1項に規定する意見書の提出があったものの、本市議会は審査会からの報告を尊重するものである。

我々市議会議員は、市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、より一層の政治倫理の確立に努めることにより、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与するものでなければならないが、高見議員が市民全体の代表者としての品位と名誉を害するような行為を行い、本市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたことや、議会事務局職員の公正な職務の遂行を妨げたことは、まことに残念でならない。

よって、本市議会は高見千咲議員みずからが議員辞職されることが適当と判断し、ここにそれを求めるものである。

以上、決議する。

令和7年3月26日

姫 路 市 議 会